**評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程**

**社会福祉法人　天使園**

（目的）

1. この規程は、社会福祉法人天使園（以下「法人」という。）の定款第８条、

　　　定款第２１条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（意義）

1. この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

（1）評議員とは、定款第５条による者をいう。

（2）役員とは、定款第１５条による理事及び監事をいう。

（3）報酬とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益を

　　 いう。

（4）費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経 　　費をいう。

（報酬等の額）

1. 評議員及び役員の報酬は日額とし、評議員会及び理事会への出席の都度、定款第８条及び第２１条に定める金額の範囲内で、別表１に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

（報酬支払方法）

1. 前条に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（費用の弁償）

1. 法人は、第２条の第１号、２号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

２　費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。

ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（規程の改廃）

1. この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

　この規程は、平成２９年 ３ 月２８日より実施する。

　この規程は、令和 ３ 年 ７ 月 １ 日より一部改正し実施する。

別表１

評議員及び役員の報酬

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 旅　費 | 宿泊費  （日額） | 報酬・日額（源泉所得税を控除した額） | 年度総額  （1人当たり） | 年間総額  （合計） |
| 実　費 | 実　費 | 10,000円 | 100,000円以内 | 1,500,000円以内 |